

松江市長の職務を代理する者の順位に関する規則の一部を改正する規則ほか
12 規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

松江市長

上 是 昭 仁

松江市規則第 3 号

松江市長の職務を代理する者の順位に関する規則の一部を改正する規則

松江市規則第 4 号

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 5 号

松江市ふるさとづくり寄附条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 6 号

松江市建設工事に関する契約規則の一部を改正する規則

松江市規則第 7 号

松江市健康の里大森の湯の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止す
る規則

松江市規則第 8 号

松江市保育所等における保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

松江市規則第 9 号

松江市認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

松江市規則第 10 号

松江市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 11 号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

松江市規則第 12 号

松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆの設置及び管理に
関する条例施行規則を廃止する規則

松江市規則第 13 号

松江市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 14 号

松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

松江市規則第 15 号

松江市公園内の行為の許可等に係る申請書の様式の特例に関する規則等
の一部を改正する規則

松江市長の職務を代理する者の順位に関する規則の一部を改正する規則

松江市長の職務を代理する者の順位に関する規則（平成 17 年松江市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条第 3 項の規定により、市長の職務を代理する者がいないときの市長の職務を代理する上席の職員は、次のとおりとする。 第 1 順位 <u>政策部長</u> 第 2 順位 <u>総務部長</u> 第 3 順位 財政部長	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条第 3 項の規定により、市長の職務を代理する者がいないときの市長の職務を代理する上席の職員は、次のとおりとする。 第 1 順位 <u>総務部長</u> 第 2 順位 <u>政策部長</u> 第 3 順位 財政部長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

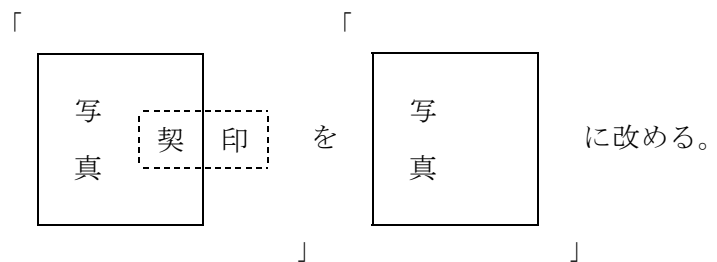
松江市税賦課徴収条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表(第 5 条関係)			別表(第 5 条関係)		
様式名	根拠条文	番号様式	様式名	根拠条文	番号様式
略			略		
市民税・県民税・ 森林環境税 税額決定・納税通知書	法第 43 条、第 319 条の 2	様式第 11 号	市民税・県民税____ ____税額決定・納税通知書	法第 43 条、第 319 条の 2	様式第 11 号
市民税・県民税・ 森林環境税 税額決定・納税通知書(口座振替用兼年金特別徴収用)	法第 43 条、第 319 条の 2	様式第 12 号	市民税・県民税____ ____税額決定・納税通知書(口座振替用兼年金特別徴収用)	法第 43 条、第 319 条の 2	様式第 12 号
市民税・県民税・ 森林環境税 税額決定通知書	法第 43 条、第 319 条の 2	様式第 13 号	市民税・県民税____ ____税額決定通知書	法第 43 条、第 319 条の 2	様式第 13 号
市民税・県民税・ 森林環境税 税額決定・納税通知書(変更用)	法第 43 条、第 321 条の 2	様式第 14 号	市民税・県民税____ ____税額決定・納税通知書(変更用)	法第 43 条、第 321 条の 2	様式第 14 号
市民税・県民税・ 森林環境税 税額決定・納税通知書(変更 口座振替用)	法第 43 条、第 321 条の 2	様式第 15 号	市民税・県民税____ ____税 額 決 定・納税通知書(変更 口座振替用)	法第 43 条、第 321 条の 2	様式第 15 号
市民税・県民税・	法第 43 条、第 321	様式第	市民税・県民税____	法第 43 条、第 321	様式第

森林環境税税額決定・納税通知書兼領収証書(変更過年度用)	条の2	15号の2			
給与所得等に係る市民税・県民税・ 森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)	法第43条、第321条の4、第321条の6、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第2条	様式第16号			
給与所得等に係る市民税・県民税・ 森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	法第43条、第321条の4、第321条の6、地方税法施行規則第2条	様式第17号			
略			略		
個人市民税・県民税・ 森林環境税 領収証書・納入書・納入済通知書(特別徴収・OCR処理用)	法第42条、第321条の5、地方税法施行規則第2条の6、条例第46条	様式第20号			
個人市民税・県民税・ 森林環境税 領収証書・納入書・納入済通知書(特別徴収・手書用)	法第42条、第321条の5、地方税法施行規則第2条の6、条例第46条	様式第21号			
略			略		

様式第1号中



様式第 11 号及び様式第 12 号中

「 この税金は地方税法第 24 条、第 294 条及び松江市税賦課徴収条例第 23 条の規定により、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在
の住所が松江市にある人又は住所はないが家屋敷、事務所等がある人に対して課税されます。」を

「 この税金は地方税法第 24 条、第 294 条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 3 条及び松江市税賦課徴収条例第 23 条の規
定により、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在、松江市内に住所を有する個人に対して課税されます。
また、松江市内に住所を有しない個人であっても、松江市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人には、均等割が課税され
ます。」に

改める。

様式第 14 号から様式第 15 号の 2 までの規定中

「 この税金は地方税法第 24 条、第 294 条及び松江市税賦課徴収条例第 23 条の規定により、当該年度の初
日の属する年の 1 月 1 日現在の住所が松江市にある人又は住所はないが家屋敷、事務所等がある人に対し を
て課税されます。」

「 この税金は地方税法第 24 条、第 294 条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 3 条及び松江市
税賦課徴収条例第 23 条の規定により、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在、松江市内に住所を有す
る個人に対して課税されます。に
また、松江市内に住所を有しない個人であっても、松江市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個
人には、均等割が課税されます。」

改める。

様式第 16 号中「地方税法第 41 条」を「地方税法第 41 条、第 319 条」に、「規定により」を
「規定によって」に改める。

様式第 17 号中「地方税法第 41 条」を「地方税法第 41 条、第 319 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市ふるさとづくり寄附条例施行規則の一部を改正する規則

松江市ふるさとづくり寄附条例施行規則（平成 20 年松江市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（寄附の申出等） 第 2 条 寄附の申出は、次の各号に掲げる寄附金の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。 （1） 条例第 2 条第 1 号に規定するふるさと納税寄附金 「松江市ふるさとづくり寄附<u>（ふるさと納税）</u>」 申出書（様式第 1 号）の提出 <u>（2） 条例第 2 条第 2 号に規定する法人からの寄附金 「松江市ふるさとづくり寄附（法人）」 申出書（様式第 2 号）の提出</u> <u>（3） 条例第 2 条第 3 号に規定する企業版ふるさと納税寄附金 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附（企業版ふるさと納税）_____」 申出書（様式第 3 号）の提出</u> 2～4 略 （寄附台帳の作成） 第 4 条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、松江市ふるさとづくり寄附金台帳（<u>様式第 4 号</u>）を作成するものとする。	（寄附の申出等） 第 2 条 寄附の申出は、次の各号に掲げる寄附金の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。 （1） 条例第 2 条第 1 号に規定するふるさと納税寄附金 「松江市ふるさとづくり寄附_____」 申出書（様式第 1 号）の提出 <u>（2） 条例第 2 条第 2 号に規定する企業版ふるさと納税寄附金 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業_____（企業版ふるさと納税）寄附」 申出書（様式第 2 号）の提出</u> 2～4 略 （寄附台帳の作成） 第 4 条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、松江市ふるさとづくり寄附金台帳（<u>様式第 3 号</u>）を作成するものとする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

「松江市ふるさとづくり寄附（ふるさと納税）」申出書

年 月 日

（あて先）松江市長

ご住所	〒 ー 都道府県 市区町村		
フリガナ			
お名前			
電話番号		携帯番号	
FAX（任意）		メールアドレス（任意）	

※お知らせいただいた個人情報は、この寄附の目的以外には使用しません。なお、ご住所・お名前・メールアドレスを返礼品事業者に提供しますので、あらかじめご了承ください。

次のとおり、ふるさと松江を応援するために寄附をしたいので申し出ます。

①寄附金額 一金 円

②寄附金の使い道の指定

--

③希望する松江市の返礼品

--

下記の④～⑧の各項目のいずれかにチェック☑をつけてください。

④松江市のホームページにてお名前、ご住所（都道府県まで）の公表の可否

☐公表してよい ☐公表しない

⑤納付方法 ☐ゆうちょ銀行での振込 ☐その他金融機関で納付 ☐市窓口へ現金持参

⑥ワンストップ特例制度の利用の有無 ☐希望する ☐希望しない

⑦松江市からの案内希望の有無（特産品・観光情報 他） ☐希望する ☐希望しない

⑧通信欄 松江市への応援メッセージ・ご意見をご記入いただき、公表の可否をお知らせください。

☐公表してよい ☐公表しない

--

様式第2号（第2条関係）

「松江市ふるさとづくり寄附（法人）」申出書

年 月 日

（あて先）松江市長

法人所在地

法人名

代表者役職名

代表者名

次のとおり、ふるさと松江を応援するために寄附をしたいので申し出ます。

①寄附金額 一金 円

②寄附金の使い道の指定

--

③公表について（いずれかにチェック☑をつけてください。）

☐ 公表可（法人名と寄附金額）

☐ 公表可（法人名のみ）

☐ 公表不可

様式第 3 号を様式第 4 号とし、様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号（第2条関係）

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附（企業版ふるさと納税）」申出書

年 月 日

（あて先）松江市長

法人所在地

法人名

代表者役職名

代表者名

松江市で実施される予定である_____事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

1 寄附金額 金_____円

2 公表について（いずれかにチェック☑をつけてください。）

☐ 公表可（法人名と寄附金額）

☐ 公表可（法人名のみ）

☐ 公表不可

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市建設工事に関する契約規則の一部を改正する規則

松江市建設工事に関する契約規則（平成 17 年松江市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(履行検査)	(履行検査)
第 29 条 略	第 29 条 略
2～4 略	2～4 略
5 工事の検査を行った者は、主管部長に当該検査の結果を請負工事竣工検査復命書(様式第 2 号)により復命するものとする。ただし、当初契約金額 50 万円未満の工事については、当該工事に係る請求書又は支出調書に工事検査済年月日を記入して、 ____これに代えることができる。	5 工事の検査を行った者は、主管部長に当該検査の結果を請負工事竣工検査復命書(様式第 2 号)により復命するものとする。ただし、当初契約金額 50 万円未満の工事については、当該工事に係る請求書又は支出調書に工事検査済年月日を記入し、 <u>証印をして</u> ____これに代えることができる。
6・7 略	6・7 略
(代価の支払)	(代価の支払)
第 32 条 契約代金又は出来形に係る代金は、 <u>第 29 条に規定する検査に合格したものでなければ</u> _____支払をしてはならない。	第 32 条 契約代金又は出来形に係る代金は、 <u>請負工事竣工検査復命書又はこれに代わるものとして検査を行った者が検査済の証印をした書類に基づかなければ</u> 支払をしてはならない。

様式第1号中「(公印省略)」を削り、「検索区分」を「検査区分」に改める。

様式第2号（その1）中「**印**」を削る。

様式第2号（その2）中「**印**」を削り、

「

工 事 場 所	町	受 注 者 氏 名	
---------	---	-----------	--

を

J

「

工 事 場 所		受 注 者	
---------	--	-------	--

に、

」

「

手 直 し 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	監 督 職 員 職 氏 名	
市 側 立 会 者 職 氏 名		受 注 側 立 会 者	

を

」

「

手 直 し 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	工 事 監 督 員 職 氏 名	
市 側 立 会 人 職 氏 名		受 注 者 立 会 人 職 氏 名	

に

」

改める。

様式第2号（その3）から（その5）までの規定中「㊦」を削る。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中

「

工 事 場 所	松江市 町
---------	-------

を

「

工 事 場 所	
---------	--

に、

」

」

「

市 側 立 会 者 職 氏 名		受 注 者 側 立 会 者	
--------------------	--	------------------	--

を

」

「

市 側 立 会 人 職 氏 名		受 注 者 立 会 人 職 氏 名	
--------------------	--	----------------------	--

に

」

改め、「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市健康の里大森の湯の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

松江市健康の里大森の湯の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 24 年松江市規則第 11 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市保育所等における保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

松江市保育所等における保育の実施に関する規則（平成 26 年松江市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保育所等における保育を受ける要件） 第 2 条 法第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う施設（以下「保育所等」という。）における保育を受けることができる児童は、保育所等における日常生活に支障がないことのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。 (1) 略 (2) 特別利用保育を受ける場合 ア・イ 略 ウ _____ 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していること。 （入所決定の通知等） 第 6 条 略 2 市長は、前条の規定による調整の結果、児童が保育所等に入所できないときは、保育	（保育所等における保育を受ける要件） 第 2 条 法第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う施設（以下「保育所等」という。）における保育を受けることができる児童は、保育所等における日常生活に支障がないことのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。 (1) 略 (2) 特別利用保育を受ける場合 ア・イ 略 ウ 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号の認定を受けていること。 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していること。 （入所決定の通知等） 第 6 条 略 2 市長は、前条の規定による調整の結果、児童が保育所等に入所できないときは、保育

<u>所等入所保留(不承諾)通知書</u>(様式第4号) により当該児童の保護者に通知するものとする。 (保育所等における保育を行うことの解除) 第11条 市長は、保育所等における保育を受けている児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育所等における保育を行うことを解除することができる。 (1) 略 (2) 児童の疾病その他の理由により保育所等における保育が不相当であると<u>認めるとき</u>。 2 略	<u>所等入所不承諾通知書</u>(様式第4号) により当該児童の保護者に通知するものとする。 (保育所等における保育を行うことの解除) 第11条 市長は、保育所等における保育を受けている児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育所等における保育を行うことを解除することができる。 (1) 略 (2) 児童の疾病その他の理由により保育所等における保育が不相当であると<u>認めたとき</u>。 2 略
--	--

様式第3号中

「備考

- 1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書(上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。」

- 「1 保育の実施期間内であっても、保育所等における保育を受ける要件の一部又は全部を喪失したときは、保育の実施を解除します。
- 2 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 3 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書(上記2の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長とな

を

に

ります。) 当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。」改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 6 条関係）

指令 第 号
年 月 日

氏 名 様

松江市長 氏 名 印

保育所等入所保留（不承諾）通知書

先に申込みのありました保育所等の入所について、次の理由により保留（不承諾）となりましたので通知します。なお、保留の有効期限までは毎月利用調整を継続しますので、保育所等に入所が決定した場合は、別途通知します。

児 童 の 氏 名 ・ 認 定 番 号 及 び 生 年 月 日	
保 留 （ 不 承 諾 ） の 理 由	
保 留 の 有 効 期 限	年 月 日
備 考	
1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。	

様式第 9 号中

「備 考

1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。

2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。」

を

「1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。

2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。」

に

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する条例

松江市認定こども園の認定に関する規則(平成 30 年松江市規則第 80 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(食事の外部搬入の基準) 第 3 条 条例第 9 条第 6 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略	(食事の外部搬入の基準) 第 3 条 条例第 9 条第 6 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

松江市介護保険条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 142 号）の一部を次のように改正する。

様式第 17 号及び第 17 号の 2 中「合計所得金額と前年の課税年金収入額」を「課税年金収入額とその他の合計所得金額」に、「80 万円」を「80 万 9 千円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成 29 年松江市規則第 79 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
様式第 7 号(第 4 条関係)			様式第 7 号(第 4 条関係)		
略			略		
営業許可申請書・営業届(新規、継続)			営業許可申請書・営業届(新規、継続)		
略			略		
略			略		
略	資格の 種類	食管・食監・調・製・栄・ <u>管栄</u> ・ 船舶・と畜・食鳥	略	資格の 種類	食管・食監・調・製・栄_____・ 船舶・と畜・食鳥
略			略		
略			略		
様式第 9 号(第 4 条関係)			様式第 9 号(第 4 条関係)		
略			略		
営業許可申請書・営業届(変更)			営業許可申請書・営業届(変更)		
略			略		
略			略		
略	資格の 種類	食管・食監・調・製・栄・ <u>管栄</u> ・ 船舶・と畜・食鳥	略	資格の 種類	食管・食監・調・製・栄_____・ 船舶・と畜・食鳥
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 150 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

松江市公害防止条例施行規則（平成 29 年松江市規則第 90 号）の一部を次のように改正する。
様式第 4 号中

「

大腸菌群数	個／cm ³	個／cm ³	を
-------	-------------------	-------------------	---

」

「

大腸菌数	CFU／mL	CFU／mL	に
------	--------	--------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則（平成 19 年松江市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

1 美保関コミュニティバス

路線名	系 統 番 号	運行区間				運行日及び運行回数			
		起点・終点	経由地	往復 の別	キロ 程	平日	学休 平日	土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 祝 日	
美保関線	1	美保関	男鹿・福浦・宇井・	往	16.5	15	15	11	
		美保関バスター ミナル	森山公民館前・下宇 部尾	復	16.5	14	14	9	
七類線	1	宇井渡船場	メテオプラザ・七	往	12.9	12	12	8	
		美保関バスター ミナル	類・笹子・片江中央・ 菅浦	復	12.9	12	12	9	
	2	宇井渡船場	七類・笹子・片江中 央・菅浦	復	11.9	1	1	1	
		美保関バスター ミナル							
	3	七類	笹子・片江中央・菅 浦	往	9.5	3	3	2	
		美保関バスター ミナル							
	4	七類港入口	七類・笹子・片江中 央・菅浦	復	9.6	1	1	0	
		美保関バスター ミナル							
	笠浦線	1	笠浦入口	新千酌橋・北浦	往	8.4	13	12	9
			美保関バスター ミナル						

	2	笠浦入口	新千酌橋・北浦・稲積センター前	往	9.2	1	2	1
		美保関バスターミナル						
	3	笠浦	新千酌橋・北浦	復	9.2	8	8	5
		美保関バスターミナル						
	4	笠浦	新千酌橋・北浦・稲積センター前	復	10.0	6	6	4
		美保関バスターミナル						
法田・諸喰・雲津線	1	雲津	諸喰・法田・福浦・宇井・森山公民館前	往	19.7	2	2	0
		美保関バスターミナル		復	19.7	2	2	0
才浦・軽尾線	1	軽尾	才浦・四谷・福浦・宇井・森山公民館前	往	21.9	2	2	0
		美保関バスターミナル		復	21.9	2	2	0
美保関・境港線	1	宇井渡船場	元町・JR 境港駅	往	5.7	10	10	7
		済生会境港総合病院		復	5.7	10	10	7
	2	宇井渡船場	元町	往	4.7	3	3	2
		JR 境港駅		復	4.7	3	3	2

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

松江市公園内の行為の許可等に係る申請書の様式の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(松江市公園内の行為の許可等に係る申請書の様式の特例に関する規則の一部改正)

第 1 条 松江市公園内の行為の許可等に係る申請書の様式の特例に関する規則（令和 4 年松江市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

松江市公園内行為許可申請書

(1) 行 為 の 目 的	
(2) 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
(3) 行為を行う場所 又は公園施設	
(4) 行 為 の 内 容	

上記のとおり行為をしたいので申請します。

年 月 日

申請者

住 所
ふり がな
氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

(あて先)松江市長

(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可はできません。

様式第 2 号中「上記のとおり公園施設を設置したいので許可願いたく、設計書、仕様書及び図面を添えて申請いたします。」を「上記のとおり公園施設を設置したいので、設計書、仕様書及び図面を添えて申請します。」に改める。

様式第 3 号中「上記のとおり公園施設を管理したいので許可願いたく申請いたします。」を「上記のとおり公園施設を管理したいので申請します。」に改める。

様式第 4 号中「上記のとおり都市公園を占用したいので許可願いたく、設計書、仕様書及び図面を添えて申請いたします。」を「上記のとおり都市公園を占用したいので、設計書、仕様書及び図面を添えて申請します。」に改める。

様式第 5 号中「上記のとおり変更したいので許可願いたく、（設計書、仕様書及び図面を添えて）申請いたします。」を「上記のとおり変更したいので、（設計書、仕様書及び図面を添えて）申請します。」に改める。

（松江市都市公園条例施行規則の一部改正）

第 2 条 松江市都市公園条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 248 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

都市公園内行為許可申請書

(1) 行 為 の 目 的	
(2) 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
(3) 行為を行う場所 又は公園施設	
(4) 行 為 の 内 容	

上記のとおり行為をしたいので申請します。

年 月 日

申請者

住 所
ふり がな
氏 名

〔法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

(あて先)松江市長

(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可はできません。

様式第2号中「上記のとおり公園施設を設置したいので許可願いたく、設計書、仕様書及び図面を添えて申請いたします。」を「上記のとおり公園施設を設置したいので、設計書、仕様書及び図面を添えて申請します。」に改める。

様式第3号中「上記のとおり公園施設を管理したいので許可願いたく申請いたします。」を「上記のとおり公園施設を管理したいので申請します。」に改める。

様式第4号中「上記のとおり公園を占有したいので許可願いたく、設計書、仕様書及び図面を添えて申請いたします。」を「上記のとおり公園を占有したいので、設計書、仕様書及び図面を添えて申請します。」に改める。

様式第5号中「上記のとおり変更したいので許可願いたく、（設計書、仕様書及び図面を添えて）申請いたします。」を「上記のとおり変更したいので、（設計書、仕様書及び図面を添えて）申請します。」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号（第 3 条関係）

都 市 公 園 内 行 為 許 可 書

指令 第 号	
様	
年 月 日申請のあった行為をすることについては、下記のとおり許可します。	
記	
(1) 行 為 の 目 的	
(2) 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
(3) 行為を行う場所 又は公園施設	
(4) 行 為 の 内 容	
(5) 許 可 条 件	
年 月 日	
松江市長 氏 名 印	

(注) 松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可を取り消します。

様式第 7 号から様式第 10 号までの規定中「許可する。」を「許可します。」に改める。

(松江市指定管理者の管理する農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 松江市指定管理者の管理する農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 19 年松江市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

松江市農村公園内行為許可申請書

(1) 行 為 の 目 的	
(2) 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
(3) 行為を行う場所 又は公園施設	
(4) 行 為 の 内 容	

上記のとおり行為をしたいので申請します。

年 月 日

申請者

住 所
ふり がな
氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

(あて先)松江市長

(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可はできません。

様式第 2 号（第 3 条関係）

松 江 市 農 村 公 園 内 行 為 許 可 書

指令 第 号	
様	
年 月 日申請のあった行為をすることについては、下記のとおり許可します。	
記	
(1) 行 為 の 目 的	
(2) 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
(3) 行為を行う場所 又は公園施設	
(4) 行 為 の 内 容	
(5) 許 可 条 件	
年 月 日	
松江市長 氏 名 印	

(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可を取り消します。

第 4 条 松江市普通公園条例施行規則（平成 23 年松江市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第 1 号(第 2 条関係) 普通公園内行為許可申請書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可はできません。</u>	様式第 1 号(第 2 条関係) 普通公園内行為許可申請書 略
様式第 6 号(第 4 条関係) 普通公園内行為許可書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可を取り消します。</u>	様式第 6 号(第 4 条関係) 普通公園内行為許可書 略

第 5 条 松江市観光公園条例施行規則（平成 24 年松江市規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第 1 号(第 2 条関係) 観光公園内行為許可申請書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可はできません。</u>	様式第 1 号(第 2 条関係) 観光公園内行為許可申請書 略

様式第 6 号(第 4 条関係) 観光公園内行為許可書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可を取り消します。</u>	様式第 6 号(第 4 条関係) 観光公園内行為許可書 略
---	---

(松江市農山漁村公園条例施行規則の一部改正)

第 6 条 松江市農山漁村公園条例施行規則（平成 24 年松江市規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
様式第 1 号(第 2 条関係) 農山漁村公園内行為許可申請書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可はできません。</u> 様式第 6 号(第 4 条関係) 農山漁村公園内行為許可書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可を取り消します。</u>	様式第 1 号(第 2 条関係) 農山漁村公園内行為許可申請書 略 様式第 6 号(第 4 条関係) 農山漁村公園内行為許可書 略

(松江市史跡公園条例施行規則の一部改正)

第 7 条 松江市史跡公園条例施行規則（平成 31 年松江市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

様式第 1 号(第 2 条関係) 史跡公園内行為許可申請書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可はできません。</u> 様式第 6 号(第 4 条関係) 史跡公園内行為許可書 略 <u>(注)松江市暴力団排除条例に基づき、暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、行為の許可を取り消します。</u>	様式第 1 号(第 2 条関係) 史跡公園内行為許可申請書 略 様式第 6 号(第 4 条関係) 史跡公園内行為許可書 略
--	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。